

中国清代における戒学

利根川 浩行

〔正統藏經に収録されている清代諸師の著述から、戒体・受戒の順序・戒壇について検討する。〕

読体（一六〇—一六七七）は戒体について『毗尼止持会集』に次の様に記している。

凡諸沙弥受持十戒。以為具戒之基本。已登壇近円時。重在白四漏磨。感発戒体。次乃為説戒相。保護其体。故今將积戒相明持。先出無作戒体。無作者。天台大師云。戒体者不起而已。起則性無作。警公积云。謂此戒体不起則已。起則全性。而性修交成。必有無作仮色。無作一発。任運止惡。任運行善。一作之後不俟再作。故云無作。文言無作仮色者。…（正統藏一・六一・三三四左）

と、近円（具足戒）の戒体を無作とし、無作の説明を警公の积によつてゐる。

書玉（一六四九—）も『梵網經菩薩戒初津』に戒有二種。一無作戒。二有作戒。無作者。戒之体也。有作者。戒之相也。体属性。相属修。体以相顯。止也。相以体修。行也。戒

雖無量。止行摂尽。故警公积云。此戒体不起則已。起則全性。而性修交成。必有無作仮色。言仮色者。謂性必仮色法以為表顯也。亦名無漏色法。然無作一発。従体起用。任運止惡。不俟再作。故名無作。任運行善。無時懈怠。亦名有作。

（正統藏一・九五・七一右）

と、同じく警公の説を挙げ、菩薩戒の戒体を無作としてゐる。

弘賚（一六六一—）は『沙弥学戒儀軌頌註』に頌（智旭撰『沙弥学戒儀軌頌』の「聖戒体自円」を注釈して

聖戒体自円者。謂無作戒体。能成三乘聖果。故持之体円。而津彼岸。毀之漏囊。而没中流。言無作者。憑師受発。不発則已。発即全性。而性修交成。任運行善。任運止惡。不俟再作。故云無作。

（正統藏二・十二・九七左）

と、沙弥戒の戒体を無作としてゐる。その無作の説明は「発」字を「起」にかえれば、読体・書玉に引かれた警公の説であることが知れる。

これらから、無作が沙弥戒・具足戒・菩薩戒の戒体とされていること、その説明に磐公の釈が用いられていることが知られる。

以上のことは既に智旭（一五三二—一六二二）の著述に見られる。

戒体惟一。所謂無作。戒相至多。所謂五篇七聚。（遺教經解、戒統藏一・五九・一四左）

至_三於授戒之法_二事属_三大僧_二茲不_三重出_一

（沙弥十戒威儀錄要、戒統藏二・十一・三四二右）

と、具足戒の戒体を無作とし、沙弥戒もこれに準ずるとしてゐる。

菩薩戒については『梵網經合註』に

天台師云。戒体者。不起而已。起即性。無作仮色。磐公釈云。謂此戒体。不起則已。起則全性。而性修交成。必有無作仮色。仮色者。性必仮色法以為表見也。無作一發。任運止惡。任運行善。不俟再作。故名無作。此菩薩律儀。應以七句勝義而證顯之。…

（戒統藏一・六〇・三三五左）

と、菩薩戒の戒体も無作とし、その説明を磐公の釈によってゐる。

智旭・読体・書玉ともに磐公の釈を挙げるが、先輩智旭の引用を読体・書玉が踏襲したとも推測される資料がある。

智旭は『重治毗尼事義集要』に次の様に記している。

中国清代における戒学（利根川）

初明無作者。天台師云。戒体者。不起而已。起則性。無作仮色。磐公釈云。謂此戒体。不起則已。起則全性。而性修交成必。有無作仮色。無作一發。任運止惡。任運行善。一作之後。不俟再作。故云無作。文言無作仮色者。…（戒統藏一・六三・一七五右）

智旭の両書における磐（磐）公の説を比較すると、『梵網經合註』に紹介される

仮色者。性必仮色法以為表見也。

の文が『重治毗尼事義集要』にはなく、「言無作仮色者」以下智旭の説として加えられている。この相違をふまえて読体・書玉の磐公釈を見ると、読体の『毗尼止持会集』は智旭の『重治毗尼事義集要』により、書玉の『梵網經菩薩戒初津』は智旭の『梵網經合註』によつたと考えられる。

戒体に関して自説を述べないことは、次に示す靈耀・德基も同様である。

靈耀は『楞嚴經觀心定解』に

幽溪日。戒体即無作戒体也。謂授戒之時三白四結身口承受心不異緣。因作得戒發得無作之戒。…（戒統藏一・二三・三〇一右）

と、幽溪伝燈の『楞嚴經円通疏』の戒体説を引用するのみである。

德基は『毗尼関要』に

…白四羯磨畢時便得。得斯体已。任運止惡。任運行善。即於法界情非情邊。得無量戒色。而此無作須仮色法。以之為表見也。所以

者何。蓋戒雖非形礙之物。而止持作犯亦必屬色法也。成論無作品云。無作屬非色非心聚。古今律師咸同此說。実由心感得。借色表成。一作之後不俟再作。故名無作也。

〔正統藏一・六三・三一八左〕

と説くが、株宏が『菩戒義疏發隱』に説く

此戒体不起則已。起師是性。性起交成。所謂全性是修。全修是性。故有無作。而此無作須假色法以為之表見也。所以者何。蓋戒雖非形礙之物。而止持作犯亦屬色法故也。〔正統藏一・五九・三五右〕：成論以無作屬非色非心聚。則亦言有。古今律師多同此說。明可信也。（同三三五左）

を借りていることが知れる。

次に、沙弥・具足・菩薩戒受戒の順序について検討する。

書玉は『毗尼律儀要略述義』（株宏撰『毗尼律儀要略』の注疏）に「（沙弥戒）近為比丘戒之階梯。遠為菩薩戒之根本」を釈して

階梯者。升進之徑也。行遠自邇。登高自卑。故律云。不受具足戒而菩薩戒者。無有是処。〔正統藏二・十一・一八一左〕

と、沙弥戒・具足戒・菩薩戒を順に受くべきを説く。

読体も『毗尼止持会集』に

二藏者。一菩薩藏。二声聞藏。不列緣覺者。攝歸声聞故。今此戒者。正属声聞藏。亦分攝菩薩藏。蓋声聞人未發大心。容可不学菩薩戒。而菩薩人未有不学声聞戒故。〔正統藏一・六一・三二七左〕

と、具足戒を学ばぬ菩薩のありえないことを説く。

通理には次の二説が見られる。

未受近円。先發大心者。今は菩薩沙弥。

〔法華經指掌疏、正統藏一・九三・三三九左〕

非今因大廢小無失。故決定毗尼經說。持声聞戒。是破菩薩戒。持菩薩戒。是破声聞戒。

〔円覺經析義疏、正統藏一・九・四九五右〕

一方で具足戒と菩薩戒の対立を説き、一方で沙弥が具足戒を受けずに菩薩戒を受けることを明かしている。菩薩沙弥が具足戒を受けることが可能か否かには触れていない。

これら諸師の説は注釈のための注釈という感を否めない。原則は原則とし、現実を見て丁寧な対応を示した智旭の態度とは相違がある。

その智旭の説は『毗尼事義集要』に見られる。

問。五戒。十戒。比丘。菩薩。喻如重樓四級。故曰。不受五戒而受十戒。乃至不受比丘戒而受菩薩戒。俱無有是処。是則次第之義昭然。今胡許沙弥受菩薩戒。豈不違金口誠言。答。重樓之喻。蓋是一往明其次第。必欲執之。則優婆塞亦不得受菩薩戒矣。既可許優婆塞。胡独不許沙弥。沙弥之反不及優婆塞耶。

〔正統藏一・六三・一六八左〕

当時受戒者の持戒態度が不誠実であつたことを示す資料がある。

王耕心は『摩訶阿弥陀表論』に次の様に記している。
近世受戒之徒。幾以犯戒為遊戲三昧。其升沈功罪。不問可知矣。

(正統藏一・三三二・二九二右)

最後に戒壇について考察する。

書玉は『梵網經菩薩戒初津』巻首に

清 古杭昭慶万寿戒壇律沙門書玉述(正統藏一・九五・一左)

と記している。万寿戒壇について書玉は

万寿戒壇 即地湧戒壇也。正名古仏戒壇。趙宋太平興國三年。允塘律師。依此昼夜精勤行道。感草天示現曰。今大師行道処。乃古仏戒壇。最吉祥地。然燈仏降生之処也。願師大闡尸羅。以統如来慧命。弟子於西天竺取世尊成道座下土。四大海心水。築壇請師伝戒。令登踐受戒者。永脱泥犁之苦。言訖。壇從地湧。：故称地湧戒壇。事聞於上。勅賜万善戒壇。以戒為万善之本。万曆三十三年。勅賜万寿戒壇。謂登壇說戒。祝延聖壽故也 (同九左)

と記す。万寿戒壇が宋の允塘に由来し、地湧戒壇或は古仏戒壇と称されたこと、勅によって万善戒壇と名づけられ、明代万暦年間に万寿戒壇と改められたことが知れる。

允塘の戒壇建立については『釈氏稽古略』に記述がある。

允塘：慶曆皇祐以来。依律建戒壇於杭之大昭慶・蘇之開元・秀之精嚴。歲歲度僧祝延聖壽。 (大正四九・八九〇下)

と、ここには戒壇とのみ記される。書玉がいかなる資料によって先の説明を加えたかは不明であるが、「杭州昭慶寺」「祝

延聖寿」の共通が見られ、宋允湛創建の戒壇が清書玉の代まで続いていたことは確かであろう。

この戒壇について明代の記述がある。株宏は『菩薩戒義疏發隱』に、受菩薩戒本の制旨受戒法を釈して

制旨者。制勅之旨。国王所立儀法。使四衆咸得受戒。如今之万善戒壇是也 (正統藏一・五九・三四二左)

と記している。株宏のこの記述は書玉の説を一部うらづけるものであり、万善(寿)戒壇が菩薩戒授受の場であったことも示唆している。

中国仏教における大乘戒壇に関しては、既に道端良秀教授の研究(『中国仏教思想史の研究』第五章)等があり、検討すべき問題であるが、いまは資料の紹介に留める。

1 本論における調査範囲は正統藏經中、大小乘釈経部・大小乘釈律部・天台宗著述部・戒律宗著述部である。

2 智旭の『梵網經合註』、読体・書玉の引用では「磐公」、ここでは「磐公」。恐らく磐公と思われるが不明の人である。

3 伝燈の戒体説は『楞嚴經円通疏』(正統藏一・一九・二二一左)に説かれるが、靈耀の引用とやや相違がある。

(大正大学副手)